省　令

○総務省令第二十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定を実施するため、電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三　インターテックジャパン株式会社
　住所　神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目三番十八号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省
農林水産省令第一号
経済産業省

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令（平成十六年厚生労働省農林水産省経済産業省令第一号）

二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令（平成十七年厚生労働省農林水産省経済産業省令第二号）

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。